

## 公益社団法人秦野市シルバー人材センター安全就業部会運営 規程

(趣 旨)

第1条 公益社団法人秦野市シルバー人材センター専門部会設置規程（以下「設置規程」という。）に基づき設置した安全就業部会（以下「部会」という。）の運営は、設置規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(企画グループ)

第2条 部会に企画グループを設置するものとする。

2 企画グループは、部会員のうち、理事及び安全就業推進員（事務局職員）をもって構成する。

3 企画グループは、部会長が必要に応じて招集し、部会に諮るべき議題の検討及び部会に報告すべき事項の取りまとめを行う。

(巡回指導)

第3条 部会は、会員の安全就業を維持するため、就業場所の巡回を行い、必要な指導を行う。

(報告及び指導)

第4条 部会長は、巡回、事故原因の分析等の結果に基づき、必要な対策を関係する会員に指導できるものとする。

2 部会長は、部会及び企画グループの検討結果又は前項に定める指導について理事会に報告する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター第56回定時総会終結の日から施行する。